

## ふるさと定住促進サポート事業の対象条件

### ○対象者の条件

世帯	要件	申請時に確認するための書類等
親世帯	犬山市内に居住（1年以上継続、祖父母も可）	世帯全員の住民票
子世帯	夫婦のどちらかが40歳以下	戸籍（親子関係確認含む）
	犬山市外に居住（1年以上継続）	世帯全員の住民票※
	1年以内に婚姻により新たに世帯を構成する世帯、 犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の証明を 受ける者を構成員とする世帯を含む	誓約書

※申請日より3ヶ月前までに発行された住民票にて確認します。

子世帯が多子世帯に該当する場合は補助金額を20万円加算します。

詳しくは都市計画課 営繕住宅担当までお問い合わせください。

### ○対象住宅の条件

- ・同居支援タイプ：同一敷地（一団の土地及びそれに隣接する土地）に居住又は同一棟の共同住宅や長屋に居住）
- ・近居支援タイプ：市内に居住

項目	同居支援タイプ (補助対象経費の1／2かつ <u>60万円</u> )	近居支援タイプ (補助対象経費かつ上限 <u>20万円</u> )	確認するための書類等	
			申請時	完了時
居住の条件	子世帯が親世帯と同一敷地内に居住	市内在住の親世帯の近隣(市内)に居住		住民票
対象区域(対象住宅の所在地)	<b>市内全域</b>			申請書に地名地番記載
対象となる住宅	<b>一戸建住宅(新築等、中古問わず)、共同住宅又は長屋の住戸</b>			建物登記簿
住宅の所有	親または子(配偶者含む) 共有の場合は申請者の持ち分のみ対象	子(配偶者含む) 共有の場合は申請者の持ち分のみ対象		

○対象工事等の条件

項目	同居支援タイプ(補助対象経費の1／2かつ <b>60万円</b> )		近居支援タイプ(補助対象経費かつ上限 <b>20万円</b> )	確認するための書類等	
	リフォーム	増築・新築、改築、購入		新築、購入	申請時
補助対象経費	リフォーム工事費 <b>※1</b>				見積書、図面
		現に所有している住宅の増築工事費			見積書または契約書 <b>※5</b> 図面
			新築（改築含む）住宅の建築工事費または住宅購入費		
			中古住宅購入費		
転居	完了時に <b>子世帯全員</b> が当該地へ <b>転居</b> <b>※2</b>			—	住民票(転居後)
工事施工者	市内業者				契約書
申請の時期	工事契約前かつ転居前	登記前かつ転居前 <b>※3</b>			
契約条件	交付決定後に工事契約 <b>※4</b>	工事契約又は売買契約 <b>※4</b>			契約書
完了報告	工事完了後かつ転居後	登記完了後（または登記申請完了後）かつ転居後			
居住実態の確認	補助金交付後、 <b>3年</b> を経過した時点で <b>住民票</b> による <b>確認作業</b> を実施				

※ 1：居住の用に供しない建築物（倉庫など）は除きます。

※ 2：親世帯の転居が伴う場合は、完了報告時に親世帯及び子世帯とも全員が当該地へ「転居」かつ「親世帯が居住していた住宅の処分」が条件となります。

※ 3：登記申請前かつ転居前であれば、いつでも（工事契約や設計前でも）可能です。

※ 4：事前に検討や設計をしていても構いません。

※ 5：工事・売買契約が未締結の場合は見積書等、締結後であれば契約書等の工事金額がわかる書類の提出が必要です。